

平成 2 7 年 3 月

大 東 市 議 会

定 例 月 議 会 議 案

提 出

平成 2 7 年 2 月 2 3 日

印刷物番号

26-72

も く じ

議案第 1 号	平成 2 6 年度大東市一般会計補正予算（第 6 次）について	-----	別冊
議案第 2 号	平成 2 6 年度大東市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）について	-----	別冊
議案第 3 号	平成 2 6 年度大東市下水道事業特別会計補正予算（第 3 次）について	-----	別冊
議案第 4 号	平成 2 6 年度大東市介護保険特別会計補正予算（第 3 次）について	-----	別冊
議案第 5 号	平成 2 6 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 次）について	-----	別冊
議案第 6 号	平成 2 7 年度大東市一般会計予算について	-----	別冊
議案第 7 号	平成 2 7 年度大東市国民健康保険特別会計予算について	-----	別冊
議案第 8 号	平成 2 7 年度大東市交通災害共済事業特別会計予算について	-----	別冊
議案第 9 号	平成 2 7 年度大東市火災共済事業特別会計予算について	-----	別冊
議案第 1 0 号	平成 2 7 年度大東市都市開発資金特別会計予算について	-----	別冊
議案第 1 1 号	平成 2 7 年度大東市介護保険特別会計予算について	-----	別冊
議案第 1 2 号	平成 2 7 年度大東市後期高齢者医療保険特別会計予算について	-----	別冊
議案第 1 3 号	平成 2 7 年度大東市水道事業会計予算について	-----	別冊
議案第 1 4 号	平成 2 7 年度大東市下水道事業会計予算について	-----	別冊
議案第 1 5 号	大東市障害福祉計画の変更について	-----	別冊
議案第 1 6 号	大東市子ども・子育て支援事業計画の策定について	-----	別冊
議案第 1 7 号	大東市総合介護計画の変更について	-----	別冊
議案第 1 8 号	健康大東 2 1 の変更について	-----	別冊
議案第 1 9 号	大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例について	-----	1
議案第 2 0 号	大東市附属機関条例の一部を改正する条例について	-----	6
議案第 2 1 号	大東市基金条例の一部を改正する条例について	-----	9

議案第 2 2 号	大東市手数料条例の一部を改正する条例について	1 1
議案第 2 3 号	大東市行政手続条例の一部を改正する条例について	1 4
議案第 2 4 号	大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例および大東市教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について	1 8
議案第 2 5 号	大東市立北条コミュニティセンター条例について	2 2
議案第 2 6 号	大東市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について	3 5
議案第 2 7 号	大東市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例について	3 7
議案第 2 8 号	大東市立子ども発達支援センター条例および大東市立幼児発達支援教室条例の一部を改正する条例について	4 1
議案第 2 9 号	大東市介護保険条例の一部を改正する条例について	4 3
議案第 3 0 号	大東市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員および運営に関する基準を定める条例について	4 7
議案第 3 1 号	大東市指定介護予防支援事業者の指定ならびに指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について	4 9
議案第 3 2 号	大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	5 2

議案第19号

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例について

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

消防団員の定員の変更および要件の緩和等を実施することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市消防団条例（昭和31年条例第24号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、服務等について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定員）

第2条 消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第2項の規定に基づく団員の定員は、405人とする。

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる定員は、前項の団員の定員とする。

3 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる定員は、第1項の団員の定員から次の各号のいずれかに該当する者の合計数を減じた数とする。

(1) 任用期間が5年未満である団員

(2) 任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員

（任命）

第3条 消防団の長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が、団長以外の団員は、市長の承認を得て団長が、次に掲げる要件すべてを満たす者のうちから任命する。ただし、規則で定める場合にあつては、第2号に掲げる要件を満たさない者のうちから任命することができる。

(1) 本市内で在住、在勤または在学する者であること。

(2) 18歳以上45歳未満の者であること。

(3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者であること。

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) 成年被後見人または被保佐人

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者またはその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 第6条の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(分限)

第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その意に反して、これを降任し、または免職することができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれに堪えない場合

(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(4) 定員の改廃または予算の減少により、過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その身分を失う。

(1) 前条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当することとなった場合

(2) 第3条第1号に規定する要件を満たさないこととなった場合

(懲戒)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これに対し懲戒処分として、戒告、停職または免職の処分をすることができる。

(1) 消防に関する法令、条例または規則に違反した場合

(2) 職務上の義務に違反し、または職務を怠った場合

(3) 団員としてふさわしくない非行のあった場合

2 停職は、1か月以内の期間を定めて行う。

(服務規律)

第7条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第8条 10日以上居住地を離れる団員は、団長にあっては市長に、団長以外の団員にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上

が同時に居住地を離れることはできない。

第9条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、または著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動をしてはならない。

2 団員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 消防作業中において、みだりに建造物その他の物件を破壊し、またはき損すること。

(2) 消防団または団員の名義をもってみだりに寄付を募集し、または営利行為をすること。

(3) 消防団または団員の名義をもって政治運動に関与し、または他人の訴訟もしくは紛争に関与すること。

(4) 職務に関し、金品の贈与もしくは供応接待を受け、またはこれを請求すること。

(5) 機械器具その他消防団の設備資材を職務以外に使用すること。

3 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(公務災害補償)

第10条 団員が公務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、または公務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは心身に障害を有することとなった場合においては、その団員またはその者の遺族に対し、別に定めるところにより、損害を補償する。

(退職報償金)

第11条 団員（勤務年数が5年未満である者および第2条第3項第2号の団員に該当する者を除く。）が退職した場合においては、別に定めるところにより、その者（死亡による退職の場合にあっては、その者の遺族）に退職報償金を支給する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

2 大東市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第25

号)の一部を次のように改正する。

第2条中「退職した者」の次に「(大東市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例(平成27年条例第 号)第2条第3項第2号に掲げる消防団員を除く。)」を加える。

議案第20号

大東市附属機関条例の一部を改正する条例について

大東市附属機関条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき本市が設置する執行機関の附属機関を追加および廃止することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市附属機関条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市附属機関条例（平成24年条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部大東市産業振興市民会議の項の次に次のように加える。

大東市いじめ問題再調査委員会	いじめに係る重大事態に関する教育委員会等の調査の結果についての調査に関する事務	5人以内
----------------	---	------

別表市長の部大東市障害福祉計画作成市民会議の項の次に次のように加える。

大東市児童福祉施設等設置審議会	児童福祉施設等の設置に関する事項についての審議および地域型保育事業の認可等についての審査に関する事務	6人以内
-----------------	--	------

別表市長の部大東市次世代育成支援対策行動計画推進会議の項を削り、同部に次のように加える。

大東市緑の基本計画策定市民会議	大東市緑の基本計画についての調査審議に関する事務	15人以内
大東市地域公共交通会議	地域の実情に応じた一般乗合旅客自動車運送の様態、運賃等についての調査審議に関する事務	40人以内

別表教育委員会の部大東市義務教育諸学校教科用図書選定委員会の項の次に次のように加える。

大東市いじめ問題対策委員会	小・中学校におけるいじめ問題についての調査審議に関する事務	10人以内
---------------	-------------------------------	-------

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第21号

大東市基金条例の一部を改正する条例について

大東市基金条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市魅力づくり基金を設置することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市基金条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市基金条例（平成2年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表大東市庁舎整備基金の項の次に次のように加える。

大東市魅力づくり基金	魅力あるまちづくりの推進に要する資金を積み立てること。
------------	-----------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 22 号

大東市手数料条例の一部を改正する条例について

大東市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 23 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者および指定介護予防支援事業者の指定の申請および指定の更新の申請に係る手数料を追加すること等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市手数料条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
 条 例 第 号

大東市手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表13の項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表17の項の次に次のように加える。

18 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくもの	介護保険法第78条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（同条第10項の規定により当該指定があったものとみなされるものを除く。）の申請（以下この項において「指定地域密着型サービス事業者の指定の申請」という。）	1件につき 30,000円
	介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定（同法第78条の2第10項の規定により当該指定があったものとみなされたものを除く。）の更新の申請（以下この項において「指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請」という。）	1件につき 10,000円
	介護保険法第115条の12第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（同条第7項において準用する同法第78条の2第10項の規定により当該指定があったものとみなされるものを除く。）の申請（以下この項において「指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請」という。）	1件につき 30,000円
	介護保険法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定（同法第115条の12第7項において準用する同法第78条の2第10項の	1件につき 10,000円

規定により当該指定があったものとみなされたものを除く。)の更新の申請(以下この項において「指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請」という。)	
介護保険法第115条の22第1項に規定する指定介護予防支援事業者の指定の申請	1件につき 30,000円
介護保険法第115条の31において準用する同法第70条の2第1項の規定に基づく指定介護予防支援事業者の指定の更新の申請	1件につき 10,000円
指定地域密着型サービス事業者の指定の申請および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請を同時に行う場合	1件につき 35,000円
指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請および指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請を同時に行う場合	1件につき 10,000円

付 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。ただし、別表13の項の改正規定は、平成27年5月29日から施行する。

議案第 23 号

大東市行政手続条例の一部を改正する条例について

大東市行政手続条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 23 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

行政手続法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 70 号）が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることにかんがみ、行政指導の中止等の求め等について規定することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市行政手続条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市行政手続条例（平成10年条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 行政指導（第30条—第34条）」を

「第4章 行政指導（第30条—第34条の2）」

第4章の2 処分等の求め（第34条の3）」に改める。

第2条第3号中「あたる」を「当たる」に改め、同条第5号ア中「あたり」を「当たり」に改める。

第3条中「第4章」を「第4章の2」に改め、同条第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第5条第2項、第12条第2項および第15条第1項中「あたって」を「当たって」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導を行う際に、市の機関が許認可等を行う権限または許認可等に基づく処分を行う権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項

(2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第4章中第34条の次に次の1条を加える。

（行政指導の中止等の求め）

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導を行った市の機関に

対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経て行われたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して行わなければならない。

- (1) 申出を行う者の氏名または名称および住所または居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律または条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律または条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のために行われるべき処分（その根拠となる規定が条例に置かれているものに限る。）または行政指導（その根拠となる規定が法律または条例に置かれているものに限る。）が行われていないと思料するときは、当該処分を行う権限を有する行政庁または当該行政指導を行う権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導を行うことを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して行わなければならない。

- (1) 申出を行う者の氏名または名称および住所または居所
- (2) 法令に違反する事実の内容
- (3) 当該処分または行政指導の内容
- (4) 当該処分または行政指導の根拠となる法令の条項
- (5) 当該処分または行政指導が行われるべきであると思料する理由
- (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

- 3 当該行政庁または市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分または行政指導を行わなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(大東市市税条例の一部改正)

- 2 大東市市税条例（平成3年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

(大東市国民健康保険税条例の一部改正)

- 3 大東市国民健康保険税条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

議案第 24 号

大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例および大東市教育長の
給与等に関する条例の一部を改正する条例について

大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例および大東市教育長の給与等に関
する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 23 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第
76 号）が平成 27 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例および大東市教育長の
給与等に関する条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（平成25年条例第32号）
の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

教育委員会委員長	月額 117,000円
教育委員会委員（教育長の職を兼ねる委員を除く。）	月額 96,000円

」

を

「

教育委員会委員	月額 96,000円
---------	------------

」

に改める。

（大東市教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 大東市教育長の給与等に関する条例（平成7年条例第15号）の一部を次のよう
に改正する。

第1条中「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項の規定に基づ
き、大東市教育委員会」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条の規定
に基づく大東市」に改め、「給与」の次に「、地方教育行政の組織及び運営に関する法
律（昭和31年法律第162号）第11条第5項の規定に基づく教育長の職務専念義務
の特例」を加え、「勤務について必要な事項を定めるもの」を「教育長の勤務時間等に

関し、必要な事項を定めることを目的」に改める。

第5条第1項中「。以下この条において「市長等退職手当条例」という。」を削り、「教育長」と」の次に「、「100分の30」とあるのは「100分の25」と、「48月」とあるのは「36月」と」を加え、同条第2項を削る。

第6条を削る。

第7条中「および旅費」を削り、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

(職務に専念する義務の免除)

第7条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長またはその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前2号に規定する場合を除くほか、市長が定める場合

第8条の見出しを「(勤務時間等)」に改め、同条中「勤務時間およびその他の勤務条件について」を「勤務時間等」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定に基づき引き続き在職する間は、第1条の規定による改正後の大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例および第2条の規定による改正後の大東市教育長の給与等に関する条例の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の大東市非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例および第2条の規定による改正前の大東市教育長の給与等に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

(職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

3 職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和34年条例第26号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大東市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

第1条に見出しとして「(目的)」を付し、同条中「職務」を「一般職の職員の職務」に改める。

第2条に見出しとして「(職務に専念する義務の免除)」を付し、同条中「職員」を「一般職の職員」に、「次の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改める。

議案第25号

大東市立北条コミュニティセンター条例について

大東市立北条コミュニティセンター条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

市民の地域活動の推進およびスポーツの振興等を図るとともに、市民の地域交流に資する場として、大東市立北条コミュニティセンターを設置するため。

大東市立北条コミュニティセンター条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、大東市立北条コミュニティセンター（以下「コミュニティセンター」という。）の設置、管理および使用について、必要な事項を定めることを目的とする。

（コミュニティセンターの施設）

第2条 この条例において、「コミュニティセンター」とは、次条に規定する施設の総合施設をいう。

（施設の名称および位置）

第3条 コミュニティセンターに設置する施設の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
大東市立北条地域福祉交流ルーム	大東市北条一丁目16番16号
大東市立北条体育館	
大東市立北条グラウンド	

（開館時間）

第4条 コミュニティセンターの施設の開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

施設の名称	開館時間
大東市立北条地域福祉交流ルーム	午前9時から午後9時まで
大東市立北条体育館	午前9時から午後9時まで
大東市立北条グラウンド	午前9時から午後9時まで

(休館日)

第5条 コミュニティセンターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、または臨時に休館することができる。

(1) 第2・第4水曜日（その日が休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）のときは、その翌日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(指定管理者による管理)

第6条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）にコミュニティセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行うことができる業務の範囲)

第7条 前条の規定により指定管理者が行うことができる業務は、次に掲げる業務とする。

(1) コミュニティセンターが行う事業に関する業務

(2) コミュニティセンターの維持管理に関する業務

(3) コミュニティセンターの使用の許可その他運営に関する業務

(4) 利用料金の収受に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項第4号に規定する利用料金は、第17条第1項および別表第1に定める利用料金を上限として指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとし、当該指定管理者の収入とする。

3 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、コミュニティセンターの管理を行わなければならない。

(指定管理者の指定手続等)

第8条 指定管理者の指定手続等については、大東市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第1号）の規定により行うものとする。

(入館の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティセンターへの入館を拒絶し、または退館を命ずることができる。

(1) 次条各号に掲げる事項を遵守しないとき。

(2) 第15条第1項各号のいずれかに該当するとき。

(3) 他人に危害を及ぼし、または他人の迷惑になる物品もしくは動物の類を携帯しているとき。

(遵守事項)

第10条 第13条（第27条および第30条において準用する場合を含む。）の規定による使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）および入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可なく付属設備を外に持ち出さないこと。
- (2) 許可された使用目的以外にコミュニティセンターの施設およびその付属設備を使用しないこと。
- (3) 許可なく火気を使用し、または危険性を伴う物品を持ち込まないこと。
- (4) 許可なく壁、柱、窓、扉、ガラス等にはり紙をし、または釘類を打ち込まないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食をし、または所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (6) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある行為をしないこと。
- (7) 許可なく物品の販売をし、または金品の寄付募集行為をしないこと。
- (8) 係員の指示に従うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、コミュニティセンターの管理上支障のある行為をしないこと。

第2章 大東市立北条地域福祉交流ルーム

(設置目的)

第11条 市民の地域活動の推進を図り、市民の地域交流に資するため、大東市立北条地域福祉交流ルーム（以下「地域福祉交流ルーム」という。）を設置する。

(事業)

第12条 地域福祉交流ルームは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域福祉交流ルームおよびその付属設備（以下「地域福祉交流ルーム施設等」という。）を一般の使用に供すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、地域福祉交流ルームの目的を達成するために必要な事業
- (使用の許可)

第13条 地域福祉交流ルーム施設等を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することが

できる。

(使用の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域福祉交流ルーム施設等の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 地域福祉交流ルーム施設等を破損し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 特定の政党の利害に関する事業または特定の宗教を支援する事業であると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になり、またはその利益になるおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が使用を不相当と認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、地域福祉交流ルーム施設等の使用の許可を取り消し、またはその使用を制限し、もしくは停止を命ずることができる。

- (1) この条例またはこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第13条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (4) 悪天候、災害、緊急その他使用者の責によらない理由により使用ができなくなったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上必要と認めるとき。

2 市は、前項の規定による使用の許可の取消し等が行われた場合において、使用者に損害が生ずることがあってもその賠償の責を負わない。ただし、市の責に帰すべき特別の事由があると認められるときは、この限りでない。

(特別設備の設置等)

第16条 使用者は、地域福祉交流ルーム施設等の使用に際し、特別の設備を設け、または既設の設備に変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、地域福祉交流ルーム施設等の管理上必要があるときは、使用者に特別の設備の設置を命ずることができる。

3 前2項の設備の設置および変更に伴う経費は、すべて使用者の負担とする。

(利用料金)

第17条 地域福祉交流ルームの利用料金は、無料とし、地域福祉交流ルームの附属設備の利用料金は、市長が別に定める額とする。

2 使用者は、地域福祉交流ルームの附属設備を使用するときは、当該附属設備を使用するときまでに前項の規定による附属設備の利用料金を納付しなければならない。ただし、市長または指定管理者が別に納期を定めたときは、この限りでない。

(利用料金の返還)

第18条 既納の利用料金は、返還しないものとする。ただし、規則で定めるところにより、指定管理者が特別な事由に該当すると認めるときは、その全部または一部を返還することができる。

(利用料金の減免)

第19条 指定管理者は、公益上その他特別の事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、利用料金の全部または一部を免除することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第20条 使用者は、地域福祉交流ルーム施設等を使用する権利を他人に譲渡し、使用させ、または許可を受けた目的以外に使用してはならない。

(原状回復の義務)

第21条 使用者は、地域福祉交流ルーム施設等の使用を終了したときは、直ちに指定管理者に報告し、原状に回復しなければならない。第15条第1項の規定により使用の許可を取り消され、または使用の停止を命ぜられたときも同様とする。

2 使用者が前項に規定する原状回復に係る義務を履行しないときは、市長または指定管理者においてこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(使用者の管理義務および損害賠償)

第22条 使用者は、使用期間中その使用に係る地域福祉交流ルーム施設等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 使用者は、地域福祉交流ルーム施設等を汚損し、破損し、または滅失したときは、指定管理者の指示に従いこれを原状に回復し、またはその損害を賠償しなければならない。

- 3 使用者がこの条例またはこの条例に基づく規則に違反し、市または指定管理者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第3章 大東市立北条体育館

(設置目的)

第23条 市民のスポーツの振興および体力づくりの推進を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与するため、大東市立北条体育館（以下「体育館」という。）を設置する。

(事業)

第24条 体育館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 体育館およびその付属設備（以下「体育館施設等」という。）を一般の使用に供すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、体育館の目的を達成するために必要な事業

(使用区分)

第25条 体育館の使用区分は、別表第1のとおりとする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを臨時に変更することができる。

- 2 指定管理者は、他に使用者がない場合に限り、使用区分の前後（第4条に規定する開館時間内に限る。）において、使用時間を30分単位で延長して使用させることができる。

(利用料金)

第26条 体育館施設等の使用者は、使用の許可を受けるときに、別表第1に定める利用料金を納付しなければならない。ただし、市長または指定管理者が別に納期を定めるときは、この限りでない。

- 2 前項に規定する利用料金を納付する場合において、使用者が別表第2に規定する場合に該当するときは、別表第1に定める利用料金(付属設備および照明の利用料金を除く。)に別表第2に定める施設の区分に応じた割合を乗じて得た額または加算額を当該利用料金に加算する。

(規定の準用)

第27条 体育館について、第13条から第22条まで（第17条を除く。）の規定を準用する。この場合において、第13条第1項、第14条、第15条第1項、第16条第1項および第2項、第20条、第21条第1項ならびに第22条第1項および第2項中「地域福祉交流ルーム施設等」とあるのは「体育館施設等」と読み替えるものとする。

第4章 大東市立北条グラウンド

(設置目的)

第28条 市民のスポーツの振興および体力づくりの推進を図り、健康で文化的な生活の向上に寄与するため、大東市立北条グラウンド（以下「グラウンド」という。）を設置する。

(事業)

第29条 グラウンドは、次に掲げる事業を行う。

- (1) グラウンドおよびその付属設備（以下「グラウンド施設等」という。）を一般の使用に供すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、グラウンドの目的を達成するために必要な事業

(規定の準用)

第30条 グラウンドについて、第13条から第22条まで（第17条を除く。）、第25条および第26条の規定を準用する。この場合において、第13条第1項、第14条、第15条第1項、第16条第1項および第2項、第20条、第21条第1項ならびに第22条第1項および第2項中「地域福祉交流ルーム施設等」とあるのは「グラウンド施設等」と、第25条第1項中「体育館」とあるのは「グラウンド」と、第26条第1項中「体育館施設等」とあるのは「グラウンド施設等」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(駐車場の使用)

第31条 コミュニティセンターの駐車場を使用しようとする者は、別表第1に定める利用料金を納付しなければならない。

- 2 指定管理者は、特別の事由があると認めるときは、利用料金の全部または一部を免除することができる。
- 3 駐車場の使用時間その他必要な事項は、市長が別に定める。

(委任)

第32条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 指定管理者の指定およびコミュニティセンターの使用の許可について必要な手続等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 当分の間、市長が別に定める日を除き、グラウンドの開館時間については、午前9時から午後7時までとする。この場合において、グラウンドの使用区分については、別表第1第2号中第6区分に係る規定は適用しないものとする。

(体育館およびグラウンドの使用の特例)

4 第27条および第30条において準用する第13条の規定にかかわらず、指定管理者は、この条例の施行の日から5年を経過する日までの間は、体育館またはグラウンドについて使用の許可のない時間帯においては、当該時間帯内で使用しようとする者から届出を受けることにより、体育館またはグラウンドを無料で使用させることができる。この場合において、付属設備の使用はできないものとする。

(大東市立総合文化センター条例の一部改正)

5 大東市立総合文化センター条例（昭和61年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

1 時間を超える 30 分ごと	100
-----------------	-----

」

を

「

1 時間を超える 30 分ごと	100（1日（午前0時から午後12時まで）当たり1,000円を限度とする。）
-----------------	--

」

に改める。

(大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例の一部改正)

6 大東市立歴史とスポーツふれあいセンター条例（平成23年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「使用区分に係る利用料金」を「利用料金（付属設備および照明の利用料金を除く。）」に改める。

第30条後段を次のように改める。

この場合において、第16条第1項および第17条第1項中「体育館施設等」とあるのは「グラウンド施設等」と、第18条中「体育館」とあるのは「グラウンド」と、第19条第2号、第21条第1項および第2項、第22条第1項、第25条ならびに第27条第1項および第2項中「体育館施設等」とあるのは「グラウンド施設等」と読み替えるものとする。

第35条後段を次のように改める。

この場合において、第16条第1項、第17条第1項、第19条第2号、第21条第1項および第2項、第22条第1項、第25条ならびに第27条第1項および第2項中「体育館施設等」とあるのは「ふれあいルーム施設等」と読み替えるものとする。

別表第1中

「

1時間を超える30分ごとに	100円
---------------	------

」

を

「

1時間を超える30分ごと	100円（1日（午前0時から午後12時まで）当たり1,000円を限度とする。）
--------------	---

」

に改める。

（大東市立図書館条例の一部改正）

7 大東市立図書館条例（平成17年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中

「

1時間を超える30分ごとに	100円
---------------	------

」

を

「

1 時間を超える 3 0 分ごと	1 0 0 円（1 日（午前 0 時から午後 1 2 時まで）当たり 1, 0 0 0 円を限度とする。）
------------------	---

」

に改める。

別表第1（第7条、第25条、第26条、第31条関係）

(1) 大東市立北条体育館

使用区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分
	午前9時から 正午まで	正午から 午後3時まで	午後3時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで
利用料金	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
付属設備	別に市長が定める額			

備考1 各区分には、本来の使用目的に要する時間のほか、準備および使用後の整備に要する時間を含むものとする。

2 使用者は、許可なく時間を延長して使用することはできない。

(2) 大東市立北条グラウンド

使用区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分
	午前9時から 午前11時まで	午前11時から 午後1時まで	午後1時から 午後3時まで	午後3時から 午後5時まで	午後5時から 午後7時まで	午後7時から 午後9時まで
利用料金	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円
照明	30分当たり750円とする。					
付属設備	別に市長が定める額					

備考1 各区分には、本来の使用目的に要する時間のほか、準備および使用後の整備に要する時間を含むものとする。

2 使用者は、許可なく時間を延長して使用することはできない。

(3) 駐車場

使用時間	利用料金（1台につき）
1時間未満	無料
1時間を超える30分ごと	100円（1日（午前0時から午後12時まで）当たり1,000円を限度とする。）

別表第2（第26条関係）

- (1) 本市内に在住、在勤または在学しない者（法人または団体にあつては、その所在地が本市内にないもの）が使用する場合

施設の区分	割合
大東市立北条体育館	10割
大東市立北条グラウンド	10割

- (2) 使用区分の前後において、使用許可時間を延長して使用する場合

施設の区分	加算額
大東市立北条体育館	30分当たり250円
大東市立北条グラウンド	30分当たり250円

- (3) 営利を目的として使用する場合

施設の区分	割合
大東市立北条体育館	10割
大東市立北条グラウンド	10割

議案第26号

大東市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について

大東市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市子ども・子育て会議の所掌事務に、次世代育成支援対策に関する事項を追加することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市子ども・子育て会議条例（平成25年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第77条第1項の規定に基づき」を「第77条第1項各号に掲げる事務等について調査審議等をするため」に改める。

第2条に次の1号を加える。

(3) 次世代育成支援対策に関する事項

第3条第2項第1号中「子ども・子育て支援」の次に「および次世代育成支援」を加え、同項第4号中「子ども・子育て支援」の次に「または次世代育成支援」を加える。

第8条中「福祉・子ども部子ども支援課」を「福祉・子ども部」に改める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第27号

大東市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例について

大東市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者が負担する費用について定めるため。

大東市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担に関する
条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（目的）

第1条 この条例は、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者が負担する費用等（大東市立幼稚園条例（昭和46年条例第27号）に規定する大東市立幼稚園（以下「市立幼稚園」という。）に係るものを除く。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（利用者負担額等）

第3条 特定教育・保育施設（市立幼稚園を除く。）および特定地域型保育事業の利用者が負担する費用の額（以下「利用者負担額」という。）は、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号および第30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額を限度として、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市長が規則で定める額とする。

- 2 市長は、特別の事由があると認めるときは、利用者負担額の全部または一部を免除することができる。
- 3 既納の利用者負担額は、返還しないものとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、利用者負担額の全部または一部を返還することができる。

（利用者負担額の徴収）

第4条 市長は、市立保育所（大東市立保育所条例（昭和37年条例第3号）に規定する保育所をいう。以下同じ。）において支給認定子どもに対して保育を行ったときは、支給認定保護者または扶養義務者から利用者負担額を徴収するものとする。

- 2 市長は、法附則第6条第1項の規定により、特定教育・保育（保育に限る。）に要した費用について特定保育所に委託費として支払ったときは、支給認定保護者または扶養

義務者から利用者負担額を徴収するものとする。

(利用者負担額の通知)

第5条 市長は、利用者負担額を決定し、または変更したときは、支給認定保護者および特定教育・保育施設（市立保育所および特定保育所を除く。）または特定地域型保育事業者に通知しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

(大東市保育の実施に関する条例の廃止)

2 大東市保育の実施に関する条例（昭和62年条例第8号）は、廃止する。

(大東市立幼稚園条例の一部改正)

3 大東市立幼稚園条例（昭和46年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第4条中「居住する者で」を「居住する」に、「幼児」を「支給認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）」に改める。

第5条中「幼児」を「支給認定子ども」に改める。

第7条第1項中「入園金、」を削り、同項第1号を次のように改める。

(1) 保育料 子ども・子育て支援法第27条第3項第2号ならびに第28条第2項第1号および第3号に規定する政令で定める額を限度として、支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して委員会が規則で定める額

第7条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第2項を削る。

第8条に次の1項を加える。

2 既納の保育料等は、返還しないものとする。ただし、委員会が特別の事由があると認めるときは、保育料等の全部または一部を返還することができる。

第9条を次のように改める。

(保育料の減免)

第9条 委員会は、特別の事由があると認めるときは、保育料の全部または一部を免除することができる。

議案第 28 号

大東市立子ども発達支援センター条例および大東市立幼児発達支援教室条例
の一部を改正する条例について

大東市立子ども発達支援センター条例および大東市立幼児発達支援教室条例の一部を改
正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 23 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

大東市立子ども発達支援センターおよび大東市立幼児発達支援教室の位置を変更するこ
と等に伴い、所要の改正を行うため。

大東市立子ども発達支援センター条例および大東市立幼児発達支援教室条例
の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（大東市立子ども発達支援センター条例の一部改正）

第1条 大東市立子ども発達支援センター条例（平成18年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「大東市泉町一丁目3番3号」を「大東市北条一丁目16番16号」に改める。

第6条第1号中「30名」を「40名」に改める。

第8条第1項中「療育センター」を「センター」に改める。

（大東市立幼児発達支援教室条例の一部改正）

第2条 大東市立幼児発達支援教室条例（平成15年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「大東市泉町一丁目3番3号」を「大東市北条一丁目16番16号」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 29 号

大東市介護保険条例の一部を改正する条例について

大東市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 2 月 23 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

介護保険の第 1 号被保険者の保険料率を改定することおよび介護予防・日常生活支援総合事業の実施に係る猶予措置を講じることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市介護保険条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市介護保険条例（平成18年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条各号を次のように改める。

- (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 34,920円
- (2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 52,380円
- (3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 52,380円
- (4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 62,856円
- (5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 69,840円
- (6) 次のいずれかに該当する者 83,808円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）が1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）附則第4条第1項の規定による支援給付を含む。以下「支援給付」という。）を必要とする状態にある者をいう。以下同じ。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等（生活保護法第2条に規定する保護または支援給付をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イまたは第11号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 90,792円

ア 合計所得金額が1,200,000円以上1,900,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イまたは第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 104,760円

ア 合計所得金額が1,900,000円以上2,900,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イまたは第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 118,728円

ア 合計所得金額が2,900,000円以上4,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イまたは第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 125,712円

ア 合計所得金額が4,000,000円以上6,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）または次号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 139,680円

ア 合計所得金額が6,000,000円以上8,000,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者等であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額

を適用されたならば保護等を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第4条に次の1号を加える。

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 153,648円

第4条に次の1項を加える。

- 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度および平成28年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、31,428円とする。

第6条第3項中「ロおよびハ」を「ロもしくはニ」に、「ならびに第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロまたは第9号ロ」に、「第6号まで」を「第9号まで」に改める。

付則に次の1条を加える。

（介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置）

第6条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防および生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第14条第1項の規定により、平成27年4月1日から市長が別に定める日までの間に行わず、当該市長が別に定める日の翌日から行うものとする。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条に1項を加える改正規定は、規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の大東市介護保険条例第4条の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第30号

大東市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員および運営に関する基準を定める条例について

大東市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員および運営に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）が施行され、介護保険法（平成9年法律第123号）が改正されたことに伴い、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員および運営に関する基準を定めるため。

大東市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員および運営に関する基準を定める条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員および運営に関する基準を定めるものとする。

（地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員および運営に関する基準）

第2条 前条の基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66に定めるところによる。

（委任）

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第31号

大東市指定介護予防支援事業者の指定ならびに指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について

大東市指定介護予防支援事業者の指定ならびに指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）が施行され、介護保険法（平成9年法律第123号）が改正されたことに伴い、指定介護予防支援事業者の指定ならびに指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるため。

大東市指定介護予防支援事業者の指定ならびに指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の2第2項第1号ならびに第115条の2第4第1項および第2項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定ならびに指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（指定介護予防支援事業者の指定に関する基準）

第2条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

（指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準）

第3条 法第59条第1項第1号ならびに法第115条の2第4第1項および第2項の条例で定める基準および員数は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」という。）に定めるところによる。

（記録の保存年限）

第4条 前条の規定にかかわらず、指定介護予防支援等基準第28条第2項各号（指定介護予防支援等基準第32条において準用する場合を含む。）に規定する利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する記録は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第4条の規定は、この条例の施行の日以後に整備の対象となる記録および現に指定介護予防支援等基準により保存されている記録であって、当該基準による保存期間が満了していないものについて適用する。

議案第 3 2 号

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 7 年 2 月 2 3 日提出

大東市長 東 坂 浩 一

理 由

国民健康保険税の賦課限度額を変更することに伴い、所要の改正を行うため。

大東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

平成 年 月 日
条 例 第 号

大東市国民健康保険税条例（平成3年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「140,000円」を「160,000円」に改め、同条第4項ただし書中「120,000円」を「140,000円」に改める。

第23条中「140,000円」を「160,000円」に、「120,000円」を「140,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の大東市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

